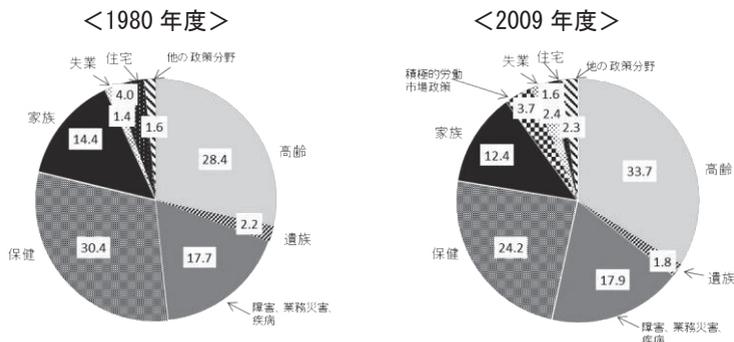


【スウェーデン】



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「平成 23 年度社会保障費用統計」をもとに作成

古くから少子化対策に取り組み、出生率を回復させたフランスやスウェーデンでは家族関係支出は全体の 1 割程度を占めている。1980 年以降の 30 年間で、家族支出の割合は微減し、高齢支出の割合は微増する傾向にあるが、日本と比較して高齢支出はその割合は低く、家族支出の割合は高い。

●少子化対策における国・自治体の役割—市区町村が子育て支援施策を実施

日本の社会保障制度は、昭和 20 年代、戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援として基盤整備され、その一環として 1946 年に生活保護法、1947 年に児童福祉法、1949 年に身体障害者福祉法の福祉三法が制定された。児童福祉法では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とされ、市町村は児童・妊産婦の福祉に関して必要な実情把握・情報提供・調査指導を行い、体制の整備や職員の人材確保、資質向上のために必要な措置を講ずることとなっている。また、2003 年制定の「少子化社会対策基本法」では国・地方公共団体の責務が定義されており、国は少子化に対処するための施策を総合的に策定・実施する責務を有し、地方公共団体は国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有するとある。

国は、法制度の創設・改正、全国統一的な指針や基準の作成、必要な予算の確保等、制度の枠組みと基盤づくりを行っている。施策の実施は、都道府

県や住民に最も身近な地方自治体である市区町村が、地域や住民のニーズに応じながら担当し、児童手当等をはじめとした家庭・個人への直接給付、妊娠・出産支援、母子保健・小児医療体制の充実、地域の子育て支援、保育サービスの充実、放課後対策、子育てのための住宅整備、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの促進など、子育て支援施策の多くが、地方自治体、特に市区町村を中心に実施されている。